

平成23年第5回防府市議会臨時会会議録

○平成23年10月17日（月曜日）

○議事日程

平成23年10月17日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定
 - 4 報告第25号 専決処分の報告について
 - 5 議案第72号 財産の取得について
 - 6 議案第70号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第8号）
 - 7 議案第71号 市長の退職の期日に関する同意について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	重川恭年君	4番	山根祐二君
5番	中林堅造君	6番	木村一彦君
7番	山本久江君	8番	横田和雄君
9番	高砂朋子君	10番	斉藤旭君
11番	河杉憲二君	12番	山田耕治君
13番	青木明夫君	14番	三原昭治君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	藤本和久君
20番	田中健次君	21番	安藤二郎君
22番	久保玄爾君	23番	今津誠一君
24番	山下和明君	25番	田中敏靖君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	和田康夫君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから平成23年第5回防府市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

16番、大田議員、18番、佐鹿議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

報告第25号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第25号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成23年8月19日午後3時ごろ、防災危機管理課の職員が、公務のため岸津二丁目の福祉施設の敷地内において作業中、車両を相手方の施設のひさしに接触させ、損傷をさせたものでございます。ひさしの修理も完了し、示談が成立しましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第25号を終わります。

議案第72号財産の取得について

○議長（行重 延昭君） 議案第72号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第72号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を購入し、消防力の維持を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、防府藤中ポンプ店ほか7社により指名競争入札を行いました結果、株式会社ハツタ山口が落札いたし

ましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 議案参考資料を見ますと、入札参加業者が示してあります。3ページですけれども。これを見ますと8社による入札という形になって、指名競争入札でこの8社を指名されたんだと思うんですけれども、7社が県内の業者で1社が島根県益田市の業者になっております。通常、さまざまな入札というのは、市内業者であれば市内業者、県内業者であれば県内業者ということですが、1社だけ、島根県の業者を入れたというような形で、これはどういう形でこういうふうになったのでしょうか。7社であれば、この契約金額が5,000万円少し超える金額ですが、十分、7社あれば競争性がそれなりに保たれるのではないかと、こういうふうに思われますが、どういう経緯で8社目に県外業者を入れられたのか。この辺について基本的なところ、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

本物品の財産取得に伴う入札につきましては、防府市物品調達等にかかわる指名競争入札及び見積もり参加業者選定要綱に定める予定価格が500万円を超える物品に当たることから、7社以上の指名の必要がございます。また、同要綱第12条第2項では、業者選定について、地場産業及び市内中小企業の育成の観点から、市内業者で履行可能な物品調達は原則として市内業者を優先するとなっております。指名業者数が規定に達しない場合には、準市内業者及び市外業者を競争性の確保を勘案して、必要に応じて選定するとなっております。

本物品の業者選定では、防府市の平成22、23年度物品調達等指名業者登録者のうち市内業者が2社でありましたので、県内まで拡大をし、13社を選定して指名を行っております。したがって、準市内及び県内の市外業者も選定の対象にしたということがございます。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） だから、今、市内、市外ということで、県内、県外という区別はしてないということで13社を指名したと。13社のうちこの8社が応札をしたと、こういうことでいいわけですね。だから、県内、県外の区分けはしてないということですか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

ただいま御答弁申し上げましたように、県内を対象として13社を指名をしたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） いや、3ページのこの資料を見ると、島根県益田市というふう書いてあるので、県内ではなくて県外なんです。そのことについて最初からお聞きしておるんですが、そこがどういうことでしょうか。県内の業者で十分競争性が保たれるのではないかと。

実際、県外の業者さんですから、ここの県外の業者さんだけが、ほかの業者に比べて1割以上多い金額を出してるわけです。だから、こういう形で実質競争性のない、意味のないものをつけ加えるという、県外の業者さんであれば、当然、地の利もなくて不便であるからということがあるのか。この価格も高い価格がついてるわけです。ほかの7社と比べたら1割ぐらい高い金額が。そういうところを、県外の業者をあえてつけ加える意味があるのかどうか、その辺のことをお聞きしておるわけです。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

私の御答弁がちょっと的を射ておりませんでしたかもしれませんが、益田の業者は、県内に営業所を持っておる業者ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第72号については原案のとおり可決されました。

議案第70号平成23年度防府市一般会計補正予算（第8号）

○議長（行重 延昭君） 議案第70号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第70号平成23年度防府市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、市長の退職に伴いまして執行されます市長選挙及び市長選挙と同時に執行されます市議会議員補欠選挙に関する補正をお願いするものでございます。

まず、4ページ上段の1款議会費1項議会費につきましては、1目議会費に、現在欠員となっております議員2名の報酬等を計上いたしております。

次に、同じページ下段の2款総務費1項総務管理費2目人事管理費に、退職手当を計上いたしております。

次に、6ページの4項選挙費につきましては、市長選挙及び市議会議員補欠選挙の執行にかかわる所要の経費を計上いたしております。

これらの財源といたしまして、10ページの14款予備費で調整をいたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） この70号に続く71号で、市長の退職の期日に関する同意ということで、市長の退職に関するものがありますが、この際は、多分、市長さんは除斥されるだろうと思いますので、この場で辞職の考え方なりということを少しお伺いをしなければ、ほかで聞くところがありませんので、お聞きをさせていただきたいと思います。

9月30日の9月議会終了直後に、議長あてに辞職届を出されたということでもありますけれども、その後の新聞報道によりますと、いわゆる3つのことを、一連の議会側の対応ということで、不当要求に対応するための専門家を置く予算案を否決した、給食センターの配送業務の民間委託の予算案を否決した、あるいは議員定数の削減を3回も拒否したというようなことが新聞の報道などで述べられております。

しかしながら、一般的に、議会と執行機関、議会は議事機関というふうに憲法では位置づけられております。防府市の自治基本条例では、議会は意思決定機関、市の意思を決定するのが議会であると、それに基づいて市長以下の執行機関はそれを執行すると、行政を執行するということが基本的な、地方自治法なり憲法で位置づけられておるあり方であります。

したがって、議会が修正をして削除をしたということであれば、一般的にはそれを粛々と受けとめて、予算執行をそういう形でしていただくというのが本来の姿であります。

しかしながら、いわゆる二元代表制という形で申しますけれども、市長さんも市民から選ばれる、我々議員も住民から選ばれると。住民から選ばれた議員が構成して議会をつく

るという形となっておりますので、市長としても御自分の出されたものが削除されるということについてはじくじたる思いがあると。そういう場合には、いわゆる一般的拒否権としての再議制度というものがあって、市長が、もう既にこの10日を過ぎてしまいましたけれども、議決の通知を得てから10日以内に再議請求をすると。今回の場合には、修正案という形で、補正予算について修正が可決をされた。その修正可決ということについて、住民から選ばれた市長として不満足であれば、再議という制度が地方自治法、法律によって定められておいて、一般的拒否権という形で明確にされております。この再議制度を使って一般的拒否権を発動すれば、市長としての意思表示ということがされるわけでありませぬ。

10年か12年ぐらい前に、かつて農業公社を市長が提案されて、議会が一度それを否決したことがあったんだと思います。私、そのときには議員でありませぬでしたので、たしか傍聴席から見ておりましたが、そのときには再議をされて、それで農業公社の議案はその後、たしか通って、今、農業公社があるわけでありませぬけれども。

今回も、そういう形で再議ということが当然考えられると思うわけでありませぬ。ちゃんと法律にのっとって、そういう制度があるわけでありませぬから、そして、かつてそういうことを松浦市長自身も一度やられたことがある。それを、なぜ今回のような形で、辞職というような、私に言わせればパフォーマンスに過ぎるんではないかと。そのことによって、この補正予算で示されておられます5,000万円近いお金が選挙費で要ると。これは、非常に無駄遣いでありませぬし、それから、市長が9月30日に辞職届を出されれば20日後に、市長がやめたいと思えば20日前に言わなければならないということで、30日に辞表を出されましたから、20日まで市長の任期が基本的にはあるということですから。そして、そのあと選挙期間という形で空白期間ができると、そういう形で市政が滞るわけでありませぬけれども。なぜ、そういうようなことを考えられないのか。なぜ、市長選挙という形を考えられるのか。これは、私は邪道ではないかと思ひますので、この辺についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私には、本日、発言の機会がないのかなと思ひておりましたが、田中健次議員には発言の機会をつくっていただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。

まず、再議権を何ゆえ行使しなかつたかというお言葉であつたかと思ひますが、御存じのとおり再議権につきましては、当然、ある一面では拒否権という形で執行機関に認められていることであることはよく承知いたしておられます。したがひまして、再議という形を

とりました折には、これも釈迦に説法かも知れませんが、3分の2の過半数をもってそれに反対するのでなければ、再議として原案に戻るということに相なるわけでございます。そして、原案においてまた審議をした場合には、今度は過半数をもって決するという事になっているわけでありまして、平成12年の農業公社の折には、これはちょっと何かどこかの拍子が違っていたのか、ちょっと間違った法解釈か何かはなされて、オール3分の2がないとできないと、こういうような形で対処していたように感じているところでございます。したがって、仮に再議権を行使したとしても、議会の皆様方の13対11という形については、これは覆せようもないわけでありまして、そのような意味から、再議権というものを今回、行使しなかったということが、まず1点でございます。

それから、私が、今まで1年半の間、この4選を果たさせていただいてから1年半の間、議員も数々お気づきであろうと思いますが、いろいろな面において議案の修正あるいは否決あるいは不認定、場合によっては私への問責決議というような、全国市議会の史上初めての行為でございますが、不信任案を可決をいただくのであれば、これは全国たくさんあるわけでございますが、問責というような決議を可決されるような挙に及ばれた議会はどこにもないわけでありまして、それらも何もかも、すべて、私は、今回の国難とも言える事態に、我々は一丸となって頑張っていかなければならないときに、コップの中の大義を云々すべきところではないと、このような判断の中で推移してきたわけでございます。

今回の不当要求に対する専門委員の、私どもがお願いをした先生は、議員も御存じのとおり、あの十数年前、大変難儀な問題が防府市に起こりました。それは、とりもなおさず不当要求であり、それに、残念ながら、市があるいは市の職員が屈してしまったわけでございます。市営住宅を68カ月、倉庫で使われたりとか、あるいは八千何百枚ものコピーを一晩かかってとらされたりとか、そのような不当要求をもう二度と防ぎたいという当時の市長の思いで、やってはならないことではございます、それを裏取引のような形で行った。それが露呈したことによって、市は大混乱に陥ったわけでございます。

そのような状況を未然に防ぐためには、その折に敏腕を振るっていただいた法律専門家に専門員として入っていただきたい。入っていただくことによって困難を回避していくことも可能であろうと、このような判断の中でお出しをした二十数万円の補正予算であったわけでございます。

これが否決されたということになりますと、実は、市の職員の中には、大きな動揺が既に走っております。あの先生が入っておられれば、不当要求対策協議会の中において処理していただける、それだけの権限を持っていただけるわけでございますが、その盾がなくなったということで、市で働く職員の中には非常な不安が生じております。これは、とり

もなおさず、市民の安心という面において非常に危惧される一大事案である。このように判断したところでございます。

2点目の学校給食につきましては、田中健次議員とは若干基本的な考え方が違うかも知りませんが、中学校給食を導入し、既に6年間、何の事故もなく市民に受け入れられてきた学校給食でありますし、その配送業務も、5年で契約が終わるといふ、6年目に入ろうとしたときに、公平性を担保する、民間委託を継続していくときにおいては公平性がないといかんのではないかということの中で、自動車車両を市で4両保有して、それを民間業者に貸し与えていくという、そういう前提のもとに進めていくべきであるという議会の御判断、それも一つの考えだなど、そのように私も思いまして、今般あのような議案を出したわけでございますが。これまた、急に、その運転を、しならば市の職員ですがよかろうというようなことに相なったわけでございます。

先ほど、残念ながら、報告第25号で専決処分の報告をさせていただきましたが、市の職員の運転する車両が、ほんとに残念なことでございますが、年に5回や10回は専決処分をして対応をしていかななくてはならないことが起こっているわけでございます。もしも、仮に、学校給食を配送する現場において、これが、事故が起こった。そして、仕事はしなくてはならない。しかし、そこに被害者がいる、あるいはそこに被害を受けた方がある。それをほっぽらかして給食を運びに行くことが第一だというようなわけにはいかない。そうなった場合には、学校給食が、もしかしたら、その日は配送できないような事態とて起こり得るやもしれないという恐れがあるわけでございます。

多くの議員の方々の深い御理解をいただいて、私どもは進めてきた行政改革であり、市民の御協力のもとに進めてきた民間委託でございますが、今日まで何の事故もなく、きちっと処理されてきたものが、残念ながら、あのような結果で、官でやらねばならないと、こういうようなことが議会において決定されたわけでございまして。

このいずれも2つのものは、再議に、仮に、付した、再議に付してそれでも否決されたとなったときには、私どもの大義が立たなくなってくるわけでございまして、私は、市民の安心と安全を担保するためには、私の職を投げ打ってでも、これは市民に問うて、今一度問うて、また議案を出ささせていただこうと。これが12月の議会において、私が再選をさせていただければ、これをまた上程をさせていただくことと相なるわけでございます。

最後の議員定数の問題につきましては、現行25で進められているものでございます。25ということならば、もしかしたら大方の賛同が得られたことかもしれませんが、私の判断あるいは市民の民意というものから考えますれば、現行数と同じということは削減にはならないと、このようなことでもあろうと。これまた民意に反する御決定をなさったと

というようなことの中で、議員のお考えからいえばパフォーマンスと思われるのかもわかりませんが、私は、やむにやまれぬ思いの中で辞表を出したと。

4、800万円余りの選挙費用がかかります。市議2名の補欠を含めて3名の選挙が行われるわけでございます。有権者が約10万人おられるわけございまして、お一人頭500円ということで、大変大きな金額でございます。500円で1日の食を満たしておられる方もある時代ございましょう。そういう中で、あえて500円をもって、民意を、今一度、今三度と申し上げたいとさえ思っておるわけでございますが、民意を問わさせていただくということをお許しをいただければと、そのように考えてのことでございますので、御賢察賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 市長におかれましては、随分丁寧な答弁をいただいたんですけども。ただ、今のお話を聞いておって気になるところが何カ所かありますので、もう一度立たさせていただきます。

つまり、再議というのは、言われたように、この前の議会では補正予算に対して2つの修正案が出されて、その2つの修正案が可決をしたわけでありますから、それについて再議という形で出されれば、議会がもう一度その修正案どおりで行きますというふうに議決するためには3分の2の議決が要ると。残念ながら前回のときには13対11でありましたから、その3分の2はとおらないという形で、修正案そのものは認められないという形になりますが。補正予算そのものが、そのときには、修正案が過半数でありますので、補正予算全体が今度は廃案になってしまうと。そういう形になれば、その段階で、やはりこれは執行部と議会が協議をすると、こういうものが一つの政治のスタイルではないかと思うんですね。それを、辞職をして次の選挙に出るというような形ですということのは、やはり私に言わせればパフォーマンスというふうに過ぎないのではないかと。ちょっと、この辺は、見解が基本的に違うということで、私の意見だけ述べておきます。

それから、先ほど問責決議のことを言われましたけれども、問責決議と、それから不信任を出さないで、なぜ問責決議かというお話ですけども。残念ながら、あのときには――残念ながらではなくて、そういう意図もなかったわけですけども、不信任の議決をするということではなくて、やはり市長としてその責任を感じてほしいということで、議会とすれば問責決議をしたんだろうと思います。

不信任をなぜしなかったのかというわけですけども、不信任の議決は3分の2以上の出席で4分の3以上の同意ということで、これは逆に、市長にとって釈迦に説法ということになるでしょうが、4分の3というような議決ということは、この間の議会での賛成、

反対の数字でいけば、なかったということでもあります。そういう意味で、不信任の議決ではなくて問責決議の議決ということもあり得たのかもしれませんが。不信任をしないで問責決議をしたということではなくて、不信任の議決はできない状況でもあったということを実事としては申し上げたいと思います。

それから、不当要求と給食についてもさまざま申し上げられ、そこまでの、私は議論をするつもりはありませんでしたけれども、市長が言われたので、事実関係として違うということだけ、今この場で指摘をしておきたいと思います。

不当要求云々ということを言われましたが、前市長の時代にそういった問題があって、防府市は顧問弁護士という制度を置いたわけです。そういうことの反省の上に立って。そして、今、顧問弁護士契約を山口市に事務所がある防府・山口では一番弁護士さんの数が多い、6人の弁護士さんを擁してる弁護士事務所と顧問弁護士契約をしておるわけです。したがって、議会のほう、これは議会というより私の個人の意見になるかもしれませんが、そういった顧問弁護士契約をしておる以上、そこを弁護士の考え方が二刀流では困ると、一本にさせていただかなければならないと。ところが、この不当要求に対する対策委員会については、まるっきり別の弁護士事務所の方とすると。そういうことであるから、それについては賛成ができないんだと。私はこういうことを討論でも申し上げました。そのことは指摘させていただきたいと思います。

それから、給食についても、市職員が事故が多いということですが、委員会の議論の中で、今の市の職員に配送車の運転をしろという議論は出されておられません。現在、委託されておる運送会社におかれても、正規職員ではなくて、期間を限った契約社員の方がされております。そういう形の中で、直接雇用でやるといっても、直営でやるといっても、そういったベテランの運転手の方を、委員会では、なぜ採用してやらないのか。そちらのほうで、むしろ経費削減ができるということ、いろいろな数字をお聞きをして、最終的には、委員会で入札の数字だとかそういうことが表に出てはならないということで秘密会という取り扱いをして、細かな数字をお聞きして、委員会として判断をしたと。そのことだけ指摘をして、あとは見解が違うということになりますので、これにて、違うということだけ指摘して私の質疑を終わります。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） せっかくの機会でございますので、重ねて申し上げさせていただきたいと存じます。

顧問契約をしております先生、確かにおられるわけございまして、したがって、私は、本年の6月にその顧問弁護士の先生と御相談をして、係る問題について、こういう

お方に法律専門員として御加入をいただきたいと思うが、いかがお考えであろうかということで、御相談もさせていただき、御了解もちょうだいをしたわけで、その折に、その先生は、それぞれ専門分野がありますよねと、そして、またそれぞれ得手、不得手もある。何もかも法律的なことは全部自分というふうなことになるけれども、これまた大変ではございますからねというふうな会話もあったことを申し上げさせていただきたいと思います。

それから、今1点、市の職員でやれと言ってるわけではない、契約社員で、ベテランの運転手を雇ってお願いすれば安く上がるのではないかと、こういうお話でありましたが、一般社会、すべて競争社会でございます。会社という組織で契約をして、そして、そこで事故なくきちっと配送をしていくということ、もしできなんだ場合には、その社は、次のときからは指名がかからなくなるのは当然ですし、社会的信用度も落としてしまうのも、これまた必定でございます。残念ながら、公には競争はございません。市で雇っても、仮に、防府市がだめならば防府市のライバル市があるわけではなく、競争は何もないという中で安全に運転していこうと努力すること。それと、また、私は、結果は微妙に違ってくともあろうと、このようにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、見解の相違ということで、多くの皆様方の御支持を得ることが残念ながらかないませんでした。どうか、この上は、皆様方の中から、私と全く違う政策を明確にお示しになられて、堂々と市長選挙に御出馬をいただいて、そして市民の御判断を仰ぐと、こういうことで御賢察を賜りますように、13名の皆様方にあえて申し上げさせていただき、私の追加の、余分の答弁とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） さっきのあれでやめようと思ったんですけども、市長が追加の答弁をされましたので、もう一言、ちょっと言わなければならない形になりましたが、例えば、不当要求の問題について、私はその顧問弁護士さんと直接話をしておるわけではありませんが、一般論として、市長さんがそういうふうに行かれれば、それはそういう形で言われるのではないかというふうに、私は、市長のお話をお聞きして、感想として、そういうふうに思いました。

先ほど、最初の答弁の中で、弁護士さんに権限を持ってやっていただくということがあったわけですが、内部のそういう対策委員会の委員に入ってくださいということであれば、言ってみれば一種の市長の附属機関という形になるわけですから、附属機関の委員さんが、それは答申だとか、提言だとか、あるいは方針を決めるというところで市政に関与するということであって、そういった権限が持たれるのか、それは持たれないのではないかということ、一つ指摘をしておきたいと思います。

それから、民間会社であれば競争性が働いてということをおっしゃいましたが、これは公開の委員会でお聞きしたことですけれども、いわゆる入札の落札率については、これは委託業務でありますので予定価格は公表されておられません、予定価格に対して何%という数字は出されておられません、予算に対して99%以上の落札率であったということが、委員会の審議の中でされております。

したがって、本当に競争性があるのか疑問があるということをおっしゃいますが、私をはじめ委員会の委員さんは感じておられるのではないかと、こういうふうに思っておりますので、そのことをつけ加えさせていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私が申し上げた競争性というのは、そういう単価競争の競争性ではございません。配送業務を請け負うということにおいて、ほかにも民間の運送会社がたくさんあると。一たび失態を演じた場合には、次なる契約の指名の対象にもされていなくなる。もちろん罰則もさることながらでございますが、そういう意味において申し上げた競争性でございますので、御認識のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今回の議題になっております補正予算は、先ほどから論議されてますように、市長の辞職に伴う予算であります。そこで、市長にお伺いするわけでございますが、最近、この10月13日付、とことん防府レポートナンバー2というチラシが市内の各世帯に配布されました。これには、先ほど田中健次議員も言いましたが、今度の、辞職してまた再出馬する理由として、1つは不当要求排除対策委員会への専門員、すなわち弁護士の就任が否決されたこと。2つ目には、学校給食配送業務、これを民間でやるということが否決されたこと。3つ目には、市会議員の定数削減が否決されたこと。これを挙げておられるわけでありまして。

そこで、お尋ねしたいんですが、市長は、自分の出した議案が否決ないしは修正されたら、その都度、辞職をし、民意を問うということになるのかどうか。このことをお伺いしたいんです。

と申しますのは、市長が、今期、昨年の5月に当選されまして、今日まで、昨年の6月議会、9月議会、12月議会、ことしの3月議会、6月議会、ついせんだっての9月議会、6回の市議会定例会があったわけです。ここで市長から提出された議案は、合計で134件ありました。そのうち議会が修正可決したのが8件、否決したのが4件、それから不認定、これは決算ですけども、不認定となったのが2件、合計14件であります。だから、先ほどの議論を聞いてますと、何か、議会は、もう市長の出すものを全部反対して、

市長の施策を否定してるように聞こえますけども、134件のうち議会が修正したり否決したりしたのは、わずか14件なんです。そういう、今まで何回もありました、否決やら修正が。そのときには辞職もされなかったし、再選に打って出るということも言われなかったんです。

私、今回の3つの理由のうち、先ほどから言われている不当要求の弁護士の問題とか給食の配送問題とかは、今まで議会が否決、修正したものと、物事の軽重が、今回飛び抜けて大きいとは決して思われません。もしあるとすれば、松浦市長は、今回の任期の中でも二度にわたって決算を不認定にされてるわけです。決算を認定されないということは、いわばその1年間市長がやられた施策が議会によって認められない。ある意味では信任されないということにもつながるわけで、私だったら、この決算が不認定されたときに辞表をたたきつけてやめる。これならまだ話はわかるが、今回のこの3つの事由によって、なぜ今までと違って辞職をされるのか。この辺について、まず一つは、どういう質的な違いがあるのか。今までの議会の否決、修正とですね、どういう違いがあるのか。この辺をまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 同じように、木村議員に発言の機会をいただいたことに感謝申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり百三十何本の議案のうち十何本、1割強、これが不認定、修正あるいは否決ということ。これは、やはり私は異常なことであるというふうに思っておりますし、私の部下でございます市の職員にとってみたら、まことに遺憾なことでもあり、またあえて附帯決議というようなものまで巻かれて、執行が不能に陥っているものもあるわけございまして、これは重大なことと本人も受けとめて、辞職をしたようなわけでもございます。

さて、私は、これは木村さんと考えが若干違うのかもわかりませんが、同じだろうと思います、基本は。市民生活というものを、私は、最も重視しなくてはならないと。決算が、既に1年間使わせていただいた決算が不認定されたとなったところで、市民生活において、きちっとやらせていただいている限りにおいては、議員の言葉をかりれば、たたきつける必要はないわけございまして、それもあり、そのような御意見もあるなということございまして。

また、これも、ほかの議員諸侯もよくお考えいただきたいんでございますが、私にどれだけ舌鋒鋭くさまざまなことを言われている議員のお申し出であろうとも、必要なことは、大切なことは必ず聞くようにということ、私は、庁議においても、あるいはそれぞれ単

独の課長を呼んでも、強く、いつも言っているわけでございます。というのは、物事はいろいろな考え方があるわけございまして、市長選挙において松浦を応援しなかったから、けしからん、松浦は市長としては認められんというような思いが、余りにも強くなっておられるようなお方々から出てくるような御提案であったと、仮に、仮定しても、それが市民生活にとって大切なことであると思えば、それは聞いていくように、最大限配慮していくようにということを私は常に言ってきておりますし、私もそのように思っているところでございます。

したがいまして、私が今回こうした挙に出たことは、先ほど田中健次議員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、木村さん、どこまで御理解されておられるかわかりませんが、十数年前の不当要求が、また形は変わり、いろいろ相手さんも違うところもあるかとも思いますが、いろいろな形で微妙に影が及んできている現実がございまして。あの折に敏腕を振るっていただいた法律家の先生が快く引き受けてやろうと、こうおっしゃっていただいたわけございまして、市民の安心を守るためにはこのことが大切ではないか。

それから、給食の問題については重ねて答弁することになりますので、あえて申し上げますが、万が一、給食配送業務で、今まで6年間、何か1回でも事故があったんならそれはいいんです。いろいろな意見を言われてもよろしいわけございまして、何ら事故がなく、雨の日も台風の日も、きちっと配送をしてくださっている民間業者ではないところに持っていくということは、民間業者で委託をするために車を買いなさいよと言われた、当初のお考えとは全然ずれがあるわけございまして、この市民の安全というものを担保できないということは、一大事であるということで、私の職をかけての訴えであると、信を市民に問うということは、信とは何か、信とは力なんでございまして。信を市民に問うて、市民のお力をちょうだいして、再び議案を提出させていただきたいと、そのように思っておりますので、議員の皆様方には御賢察あらんことを心より願う次第でございまして。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 今の御答弁で、はしなくも市長の本心というものを聞いたような気がします。

1つは、決算なんていうのは済んだことだから、そういうこともあるなという程度でいいというような意味のお話だったですね。だけど、決算が2度にわたって連続して不認定になっているということは、前年度にやった市長の政治、施策、これが認定されなかったわけですから、その点の反省を込めて、次の年度では予算にそれを反映されなきゃいけないんです、ほんとに民意を聞くからには。ところが、その次の年の予算も決算で不認定になってるわけですから、反省しないということにもつながると思います。

それから、今お聞きしたら、134件のうち14件が否決ないしは修正、不認定になった。これ異常なことだとおっしゃいました。この言葉自体が、私、異常だと思います。つまり、議会は、市長の出す議案、提案、すべてこれを賛成しなきゃいけないということにもつながってくるわけです。現に、先ほど市長が答弁されたように、全国では、市長不信任という事態はたくさんあるわけです、あっちこっちに。だから、我が防府市が、134件のうち14件をそういうふうに認めなかったということは、別に異常でも何でもない。議会が正常にチェック機能を発揮してるということにほかならないじゃありませんか。そのことに、どうして、市長の言うことは全部通さなきゃいけないんですか、議会は。そんなばかなことはないと思いますが、どうですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全くのそのとおりでございます。

ですから、私はその都度、そのようなことも起こると、そういう考え方も一つの考え方としてあるんだよということを、常に後ろに控えております部長や教育長の先生にも話もってきているところがございます、決して、私どもが働いてきた事柄が、全部認められなくては何しからんというようなことは、毛頭申し上げているところではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

なお、決算の不認定につきましては、木村議員の場合には、予算においても反対をされ、決算においても、過去、私の記憶に間違いがない限り、常に決算でも、少数ではありますが反対の精神を貫いてきておられるお方でございますので、木村さんにとりましては、2度にわたって多数で決算が不認定になったということは、いわば意を強くされておられるところかもしれませんが、私どもとしては、それも粛々と受けとめさせていただいて、次なる予算に反映をして、執行してまいる所存でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） これ、最後にしますが。

市長は、辞表を9月30日に提出されたわけですが、その直後の記者会見でこのように言っておられます。「次の市議選を定数27でさせるわけにはいかない」——これ10月1日付の山口新聞です——と述べておられます。しかし、これは、私は、まさに、議会を自分の支配下に置こうという、そういう意思が強くあらわれてる発言じゃないかと思いません。議会が、定数幾らで選挙をやるかは議会の問題です。それをやらしちゃいけんと。定数27でやらすわけには断固いかないんだと、市長がそういうことを言うこと自体が、議会を自分の支配下に置こうとする、そういう考えの、はしなくもか、あるいは意識的かわかりませんが、そういうことのあらわれじゃないかと思いません。

今、これ何回もこの議会で論議してまいりましたが、いわゆる二元代表制というのがとられております、我が国の地方議会では。言いかえれば、アメリカの大統領制と同じです。首長も住民の選挙で選ばれ、議会の議員も住民の選挙で選ばれる。その両者が、いわば車の両輪、言いかえれば、対等の立場で、お互いに牽制しながら、健全な地方政治の発展を図っていく、これが二元代表制の考えです。

そこで、ちょっとお伺いしますが、市長は、こういう首長と議会が対等の立場でお互いにチェックし、バランスをとっていく、こういう二元代表制の考え方を認めないのかどうか。

さらに、もう一つ、定数削減を執拗に主張してこられてるわけですが、議会の力は、今より弱い方がいいと考えておられるのかどうか。

この2点について、御答弁願います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 核心に触れる部分でございますが。

まず、議員の定数は議会の問題だと、こうおっしゃいましたが、これは、私、御訂正を願わねばならないことではないかなと、私個人的には思います。今、定数の削減は、まさに国民的合意であると、私は思っております。国会議員も、県議会議員も、市町の議員さん方も、現在の状況は多過ぎると、このように思っておられる市民、国民が圧倒的と言ってもいいほど多数ではないかと考えておりますので、私がどうこうというような気持ちで言ったことではございません。

それから、今一点、二元代表制のことでございます。この二元代表制という言葉は、近年、とみに言われてまいりました。私が議会の議席をちょうだいした時分は、そのような言葉は余り、木村さんが所属しておられる党の方々をよくおっしゃっておられたかと思うわけでございますが。私は、大きな問題が1つあると思うんです。それは、責任がどこにあるかということなんです。皆様方はいろいろなことを提案できる。あるいは皆様方はいろいろなことを建議できる。そして、それを執行機関に求めることができる。で、それを受けた我々は、あらゆる責任を担いで、責任を果たしていかなくてならない。言われた皆様方にはそれは生じてこないわけでございます。いやいや、そんなことはないよ、責任はあるよと、こうおっしゃるかもわかりませんが、私どもは夜も日も寝れぬ日を過ごしながら、いろんなことに対応してまいってきているわけでありまして、責任の所在が那邊にあるか。重みがどうあるかということ、議会と市長とのかかわり合いを考えていきますときに、極めて大切なことであると思います。

どうか、このたび行われるであります市長選挙に御出馬をいただいて、木村さんの

考えをもって市政運営をつかさどっていただく、こうしていくことがどうかということをも市民に問われたらいかがであろうかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 終わりにしようと思いましたが、ちょっと今のお言葉、そのまま認めるわけにまいりません。

私が、文句があるんなら市長選に出たらどうかと、こういうお話でした。私は、この市長選自体をやるべきでないという考えで言ってるんです。だから、そんなことを、問題をすりかえちゃいけません。

それから、責任がある、執行部には責任があるが議会には責任がない、こういう、端的に言えば、おっしゃり方でしたけど。当然、それは執行部には責任ありますよ。市民の税金で職員の方々は行政をやっているわけですから。そして、議会は、市民の代表として、その行政が道を誤らんように、チェックする役割で、我々は出てきているわけです。だから、それは責任がどっちにあるかって、それはそのかわり市長には議案の提出権もあるし、予算編成権もあるし、それを執行する権利もある。議会はありません、そういうものは。予算を立てる権限もありませんし、行政を執行する権限もありません。だから、そういう意味で二元代表制と言ってるんです。その責任は、当然、市長以下、市の執行部にありますよ、市民の税金を使って政治をやるわけですから、当然ですよ。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 無責任に執行をしてきた覚えはございませんし、きちっと当たり前のことをやってきておりますので、どうか皆様方も修正案を出されるなり、否決をなされる場合には、果たして、これがほんとに現実、可能なものかということ、無理難題のことを言ってるのではないかということも、今一度胸に手を当ててお考えの上、御判断をいただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） やめられる理由の中で、不当要求に関するものというのがございまして、先ほど十数年前の不当要求の大混乱した市政の中で、その混乱の中の一つの大きな不当要求で、弁護士さんに言われれば、我々は顧問弁護士でいいのではないかと、先ほど田中健次議員からも質問がありましたが、専門性があるということであったという御答弁でございました。

そこで、お尋ねしますが、5項目の中で、いろいろ混乱に、不当的な要求等、先ほど市長も申されましたが、その中の一つで、クラッシュプラントの使用許可、不許可という案件がありました。これは、たしか県、国まで提出されたとは私は記憶をしております。こ

のときに、市の弁護士をされた方はだれですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、先ほど来からいろいろ申し上げております不当要求のことにつきまして、私はいわゆる5項目のことというふう限定して言ったわけではないことはおわかりいただいていると思いますので、詳しい踏み込みの御質問について、私は何も答えるものを持っておりませんので。

ということと、それから、あの大混乱の折に、ぜひ、この大混乱を修復し、市の信用を回復し、そして、市で働く職員が委縮することなく頑張っていける体制をつくるには、「松浦、お前しかいないぞ」と言って、私のところへ力強く御説得に来られたのも三原議員であると、私は終生忘れることのないほど覚えているわけでございますので、そこら辺までを振り返っていただきながら、お願いをいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 人間というものは、進歩したり後退したり、いろいろ変わるものでございます。当時の松浦市長は、大変意欲に燃えておられました。防府市をどうかしようという意欲とその輝く目は、今、全くそれはありません。ましてや、市民を、今、こんなにたくさん、大きな混乱に巻き込んでおります。

それはともあれとして、私は、先ほど、今市長が言われた、この混乱する防府市を何とかして立て直さなければいけないと。先ほども弁護士の方の話の中で、弁護士の方については、当時、大変協力をいただいた弁護士さんと言われますが、じゃあお聞きしますが、当時、顧問として、元県警刑事部長を顧問として置かれ、また莫大なマニュアルもつくられ、そして研修も行われ、体制もきちんつくられました。それをちゃんと堅持しとけば、今、新たに、弁護士が云々という話は全くないわけです。その体制はどうなっていますか。マニュアルは生かされていますか、体制はどうなっておりますか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） おっしゃったように、その辺になると私も深く関与いたしておるところでございますが、末永汎本、その後ですか、公安委員長を2回にわたってお務めになられた先生、それから吉岡元刑事部長、この方々の大変な御尽力をいただいて、あの当時の諸問題を解決いただいたわけでございます。

そういう状況の中で、私ども市の職員も日常の業務に追われながら仕事に努めているわけでございますが、常に、いろいろな個人的な欲求、願望を遂げようとする人たちというのは、これは根絶やしにするというようなことは、これはできないわけでありまして、その都度、その都度の事案において、その都度、その都度の新しい要求をさげて来られる

た事象を報告、そして、それがいわゆる不当要求になってくるのかどうか、回数、状況、そういったものを克明に報告をするような、そういう体制をつくったわけでございます。

実は、この件につきましては、もっと早く予算的な要求をさせていただきたいというふうに思っておったわけでございますが、体制的に、市長にいろんな協議等々ございまして、今になったということでございます。特に、今回の件につきましては、これからの防府市を背負ってもらふ若手の職員も入れながら、そういう体制をつくるということも考えておりますので、若干の時間はかかったということは御理解賜りたいというふうに思っております。

先ほどもお話を申し上げましたが、前年の問題をことしになって報告するようなことでは全く問題でありますので、ほんとに、ほんとに、実効性のあるそういう委員会をつくらうと思った結果が今回の提案であったというふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ただいま議題になってます議案第70号平成23年度防府市一般会計補正予算ですが、反対の立場で討論させていただきます。

市長選挙及び市議会議員補欠選挙費、市長の退職金、補欠当選された2名の市議会議員の報酬等々、合計で約5,900万円。市長が辞任された場合、自動的に市議会議員の補欠選挙が行われます。現在、定数が27名に対して25名ですので、2名の補欠選挙が行われます。市長が退任しなければ、来年の11月までは25名のままですが、市長の退任というだけで約6,000万円の費用が必要となるわけです。なぜ、この時期に貴重な市民の皆様のお金をと、私個人的には思っております。「市議会議員を減らしたお金でいろんな施策を」と選挙で訴えてこられた方が、なぜ、考えが理解できないのは私だけでしょうか。皆さん、もったいないと思いませんか。皆さん、6,000万円あったら何しますか。よく考えてください。個人の思いで、約6,000万円という市民の税金が使われるわけです。退任して選挙に出られないというなら、それは仕方がないでしょう。しかし、報道によりますと、また選挙に出られるということなので、ますます理解に苦しみます。

議会は、市民の民意を無視しているわけではございません。議会の議員も選挙で選ばれ

た市民の代表です。なら、議案についても、議員が納得できる説明をと、私が理解できないことを市民や有権者の方へ説明できないでしょうと、何度も言ってるはずです。また、執行部が出してきた議案に、先ほども木村議員のほうからありましたが、全部否決という態度をとったことは一回もございません。市長がどうのこうのではなく、施策に対して、少なくとも私は判断しております。防府市にとってよりよい方向性にするために、議案を否決すること、修正案を出すこと、議員としての当たり前の仕事です。納得ができない議員を納得させる。施策を議員とともによりよい方向に持っていく。

人を動かせる、行動させるために必要なことは、何か、皆さんわかりますか。1回、私も行政改革のところでこの話をさせていただきました。先ほど、市長さんの話にもありましたが、要は、行政改革というのは、人を減らすだけではありません。行政改革というのは、行政の質を上げること、これが最も大事なことで私も思っております。まずは、人を行動させるためには、まず皆さん説明をしたいと思います。それから、説明を受けた人は理解します。それから納得します。だから、行動に移せるんです。いいですか、その説明、理解、納得、行動のプロセスの中には、一番大事なことは、人を説得させるということでございます。私は、企業でこのことを学びました。議員を納得させる説明をするのは、執行部の役目です。議員が納得できないとした議案に対して、民意を否決したというのはおかしいと思います。ですから、この補正案に対しても、理解、納得がいかないことを表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 3番、重川議員。

○3番（重川 恭年君） 民意クラブの重川です。議案第70号平成23年度防府市一般会計補正予算（第8号）に対し、反対の立場で討論いたします。

この補正予算は、市民生活に、今すぐ、直ちに、必要不可欠の予算ではございません。後ほど提案されるでありましょう議案第71号市長の退職に関する同意についてに関連するものでございます。したがって、地方議会における二元代表制の趣旨を十分に御理解いただけるならば、9月30日付の市長の辞表、辞任もないものであります。係る予算は不要となるものでございます。

よって、先ほどの、また、木村議員の答弁の中で、市長は、市民生活に云々という言葉をおっしゃいましたけれども、市民生活に今すぐ必要不可欠の予算ではないということでもあります。よって、議案第70号の補正予算（第8号）には反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 私も議案第70号平成23年度一般会計補正予算（第8号）に反対の立場で討論を行います。

この予算案は、市長の辞職申し出に起因する市長退職手当684万円、16カ月分でございます。市長選挙及び同時に施行される市議会議員補欠選挙費用4,817万円、補欠選挙により選任される議員2名の平成23年度経費423万4,000円からなっております。

辞職の理由は、報道等によりますと、ある弁護士を市役所の内部組織である不当要求行為等防止対策委員会の専門員とする経費や中学校給食配送業務の業者委託経費が認められなかったこと、市議定数の削減が自分の思いどおりにならなかったこととし、辞職して再度立候補するとされております。

そこで、弁護士費用及び配送業務経費につきましては、議会は二元代表制のもとの議会の任務として、慎重審議の結果、正規のに基づき削減されたものであり、執行部からとやかく言われる筋合いのものではないということをまず申し上げておきます。

さて、議員定数ですが、さきの市長選挙の公約に基づき、議員定数を13名に半減する議案が提出され、賛成5名、反対21名で、その後、市民の署名運動を受けて17名に変更、それも賛成5、反対19の圧倒的多数で否決をされました。

仄聞するところ、最近では、何人でも削減されればオーケーのような発言をされているというようなことも伺っておりますが、市長の真意はどこにあるのか、はかりかねるところではございますが。市議半減の公約が達成できなかった責任をとっての辞任なら、これは当然というふうにも思いますが、報道等によりますと、再立候補と書かれております。多くの市民からは、「天皇皇后両陛下の山口県行幸の日に辞表提出とはいかがなものか」とか、「市民は国体の成功に向け一生懸命頑張っているときに何事だ」との声を聞くほか、「5,000万円もの大金を使って不毛の選挙をすることはない、市民のために有効に使うべきだ」といった声を伺っております。また、「地価下落率あるいは有効求人倍率等が県下で最低の状況の中で、選挙どころではなかろう」というような声もありました。鋭い市民の声であります。

例えば、ことし、お年寄りの楽しみでもあります敬老会補助金が1人当たり100円カットされました。金額にしてわずか170万円の財源しか生みません。また、野島の島民にとっては道路でもあります野島航路の運賃補助では、今年度新設されましたが、半額補助券を週に1枚、これは病院に通院する、あるいは野島には八百屋もないという状態で、野菜をまちに買いに出るというような方々が大変苦慮しておられますが、そういうことで半額補助券を週に1枚、年間52枚配布しても、500万円強の所要額で済むわけでございます。

一方、市長選挙が行われれば、同時に市議会議員2名の補欠選挙が実施されます。市議

定数半減を主張される一方で2名の議員が生まれるわけでございます。今年度経費は、先ほど申し上げましたように400万円強ですが、来年度には11月の任期まで約800万円、合計1,200万円が必要となります。選挙経費と合わせて6,200万円、市民福祉の向上対策に使用すべきであります。

さらに、5,000万円といえば市議2人のほぼ4年分の経費に相当します。議員定数削減による経費節減をうたう一方で、これほどの経費を使う必要があるのか、疑問に感じます。

以上の理由から、補正予算案に反対します。

なお、先ほど、市長は、二元代表制とは最近はやり出した言葉だという指摘がありました。おっしゃるとおりです。最近、財政困難を理由に、二元代表制のシステムそのものを理解しないまま、報道や国民が議員定数の削減をうたっているということに対し、学者さんたちからの二元代表制とはどういうものだということの警告だというふうに、私は受けとめております。

また、議員は、採決行動に対して責任をとれと、こういうことでしたが、我々は責任をとっております。以前から、私は、平成20年に議員にならせていただいたときから、議員の採決行動については公表すべきという主張をしてきておりましたが、ある会派がかたくなに反対されたためになかなか実行できず、じくじたる思いをしておりましたが、このたびの議会基本条例の制定以降、市民の皆様にも、それぞれの議案についてそれぞれの議員が責任をもって投票行動を公表しております。

以上、意見を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 私も議案第70号については反対の立場で討論をいたします。

先ほど、質疑の中で若干申し上げましたので、詳細を述べませんが、まず、第一に、地方自治法とすれば議会の議決に執行機関、市長が不満があるのであれば、再議を請求することが可能なわけであります。しかし、再議を請求しないということは、自治法上その議会の議決を容認したということになるわけであります。今回、市長は、やめて選挙に出られるということでもありますけれども、もし、松浦市長が通れば、新たな4年間のスタートではなくて、今の残り期間を全うすると、そのための市長選挙ということになります。すなわち、一般的な4年間の市長の任期のために、2回分の選挙費用をこれによって費やすということになり、非常に無駄な予算であろうと思います。

本来、市長選挙は、もちろん4年の任期ごとに、その市長候補の総合的な政策を争い、あるいはその方の過去の政治実績、ビジョン、こういったものを争って、4年間の任期を

託すという形であるのが本来の市長選挙のあり方であろうと思います。今回のように、何か思いつきのような形で理由を挙げてするのは、パフォーマンス政治そのものであろうと思います。

したがって、このような無駄な市長選挙はやるべきではないという立場で反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 議案第70号の一般会計補正予算に反対をいたします。

先ほどから、こもごも述べられておりますように、今回の市長の辞職には全く道理がありません。市民の税金の膨大な無駄遣いだと言わなければならないと思います。無駄遣いだという声は、今、市民の間に広く広がっております。

そもそも、今回の辞職は、松浦市長が師と仰ぐ——師と仰ぐという言い方はせんだっての本会議で、松浦市長を支持する議員の方から出た表現であります。師と仰いでるかどうかわかりませんが、師と仰ぐ河村名古屋市長や橋下大阪府知事など、昨今、世情を騒がせている一連の、特異な、ちょっと違った市長の、首長のやり方をそっくりそのまま踏襲していると言っても過言ではないと思います。

どういうやり方かといいますと、まずは、自己の政権基盤強化のために、無用な辞職によって行政を停滞、混乱させてまで、あえてさせてまで、選挙の機会をつくり出す。そして、そのことによって政治の本来の主人公である有権者をいわゆる民意、括弧つきの民意、民意調達のいわば道具として利用する。こういう言われ方をしております。そういうことだと言われても仕方がないやり方。

また、初めから議会を抵抗勢力として位置づけて、あえて対立構造を演出する。有権者の耳に入りやすい議員定数半減など、ワンフレーズを叫んで、敵、すなわち議会ですけれども、この議会との対決構造を演出する。さらには、首長、市長が、みずから政党、政治団体を結成して、地方議会を制しようとする。これは、今、河村市長や橋下府知事、これらの人々の共通したやり口です。今回の松浦市長のやり口も全くこれと同じだと、私は断ぜざるを得ません。こういうふうには議会を無視ないしは軽視し、地方自治の一番根幹である二元代表制、これを形骸化するこういうやり方、まさに民主主義を否定し、市長の専制性といいますか、独裁化といいますか、こういうものに道を開くやり方、断じて認めるわけにはいかない。ということで、今回の補正予算には反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 議案第70号平成23年度防府市一般会計補正予算（第8号）につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、議会の中で十数年在籍させていただいておりますが、過去にも、先ほどのいろいろ質問がありましたように、市長に問い合わせがありましたように、いろいろ問題がありました。そういう中で、議会の中で、不当要求の実情を一部の方は御存じかも知れませんが、議会全体で解決しようという行動は、今までも起こってなかったのではないかと、かように思います。

また、市長がこのたびの内容で言うております配送車両というのは、どのぐらい運転が難しいか。自分で運転してみたことがあるでしょうか。後ろが見えない、今ごろは後ろが見える、いろいろなカメラ等もついておりますが、ついておっても慣れないと難しい車両でございます。そういう状況で、専門家にやらせなければ難しいという、こういう大きな問題を抱えておる。そういう中で、この議案につきましては、現行の条例等で定められており、この提出議案につきましては、条例で定められてる、条例を否定するものではないかと、このような思いがあります。

議会と執行部が対立してばかりでは、いたずらに市政を混乱さすばかりで、過去にありましたように、鹿児島県の阿久根市でありましたように、専決、専決というような問題が出てくる可能性も出てきます。市民から議会の体質を疑われないように努力しなければならない。私の、さきの議員定数削減の提案理由にありましたように、議会側として、議長、副議長が、今のように、今以上に、議会と執行部を調整して行って、今からもやれば、問題は円満に解決するものではないかと、かように思います。このような現行体制でやられる条例でございますので、（発言する者あり）予算につきましては、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） ただいま議題となっております防府市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今の時期、市長が退職されることについては疑義を感じざるを得ず、決して賛同するものではありませんが、市長本人の意思による選挙については、地方自治法上避けられないところであります。したがって、市長選挙費用を計上する補正予算を否決することは、いたずらに市政及び議会の混乱を生じさせるものと考え、本議案に賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結します。

お諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第70号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第70号については否決をされました。

議案第71号市長の退職の期日に関する同意について

○議長（行重 延昭君） 議案第71号を議題といたします。

本案については、一身上に関する事柄でありますので、市長の退席を求めます。

〔市長 松浦 正人君 退席〕

○議長（行重 延昭君） 市長、松浦正人君から9月30日をもって退職したい旨の申し出がありました。

まず、辞職願を局長より朗読をいたさせます。局長。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、朗読いたします。

辞表

防府市議会議長 行重延昭殿

申し上げたき儀、種々あり、信を市民に問うべく、本日付をもって本職を辞任いたします。

平成23年9月30日

防府市長 松浦正人

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第71号市長の退職の期日に関する同意について、反対の立場から討論をします。

概略は補正予算の討論で申し上げたとおりでございますが、若干補足をさせていただきます。

3つの辞職理由のうち、不当要求行為等防止対策委員会専門員に弁護士を委嘱する経費であります。防府市は数名の弁護士を擁する、県下でも有数の弁護士事務所と顧問契約を結び、顧問料も支払っております。にもかかわらず、別の弁護士を委嘱しなければならない理由が全く理解できません。もし、顧問弁護士で不足であるならば、顧問弁護士を解約をすべきであるというふうに考えております。

また、先ほど話題になりました、とことん防府のチラシでは、この経費を削減したことで、市民の安心と安全が脅かされると主張してありますが、確かに市役所職員も市民がほ

とんどですから、全般的な外れではありませんが、一般市民の安心と安全が脅かされるわけではなく、むしろ市役所にとって都合の悪い市民、先ほど市長は「あまたいる」という答弁がありました。このような方々が不当な要求者とされるおそれがあることのほうが、もっと大きく懸念をされるところであります。

次に、中学校給食配送業務委託経費につきましても、運送業者に委託するよりも、市が直接、車の運転を職業としていた人を雇用し、配送したほうが安価である。先ほど、「市職員は交通事故が多い」と発言がありましたが、我々が言っているのは、先ほど田中健次議員も指摘をしておりましたが、市の正規職員で行えとは一度も言っていないのであります。ちなみに、もし直営でやれば、今まで配送業務を行っていた業者に、パートであるいは臨時で雇われた方が職業安定所に応募されれば、この人を採用すればベストであります。

そして、事実、小野小学校から小野中学校に給食を配送するのに、現在、運送業者ではないシルバー人材センターを活用しており、経費は年間100万円程度で済み、不都合があったということも全く聞いておりません。

9月定例議会での提案では、業者委託として100万円を済んでおいたものを年間200万円程度を見込んでいたとの説明がありました。このような判断から、議会として直営方式を選択したものであり、チラシにあるような行政改革の後退ではなく、同じ成果を上げるならば、経費が安いほうがベターとの行政改革の本旨に基づいた選択だったことを指摘をしておきたいと思っております。

さらに、議員定数のあり方につきましては、先ほど述べたとおり、議員定数半減の公約が達成できないことの責任を感じての辞任なら了といたしますが、どうもそうではないようであります。

どうしても市民の考えを直接問いたいならば、辞任、選挙再出馬ではなく、議員定数半減の是非を問う住民投票を選択するほうがベターであるというふうに考えます。住民投票のほうが市長選挙より経費も安く上がりますし、何より議員補欠選挙をしなくて済みます。また、選挙費用の5,000万円は、今年度の個人市民税の1%に相当します。大変な額でございます。市民の貴重な血税は、大事にかつ建設的に、有効に市民に還元すべきと考えております。

以上の理由から、この議案に反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） 議案第71号に反対をいたします。

大要は先ほどの議案第70号で述べましたとおりであります。あえてここでもう一回強調しておきたいのは、今回の辞職が、全く無用な辞職であるということであり。こ

これは、先ほどの議論でもありました一種のパフォーマンスではありますが、そのほんとのねらいは、先ほども述べましたように、無用な辞職によって行政を停滞、混乱させても、あえて選挙のチャンスをつくる、機会をつくる。そして、そのことによって、有権者を民意調達の手段というか、民意だということを行わなければならないというチャンスを。これがほんとのねらいだと、私はあえて申し上げたいと思います。そういうもので5,000万円、6,000万円の血税が使われたんではたまったもんじゃないということで、この辞職は絶対認められないということを討論しておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 先ほど、70号の討論で申し上げましたが、基本的な私の考えであります。そういった意味で、このようなパフォーマンス政治をやめていただきたいと思います。

市長の退職は、9月30日に出されましたので、地方自治法によって20日前に申し出なさいということで、本日付をもってやめると言われても、本日付で9月30日にはやめられないという、そういう地方自治法を市長は御存じなかったの、そういう辞職届を出されたんだろうと思うんですが。したがって、まだ20日まで若干の猶予があります。そういう意味で、退職の期日に関する同意ということについては、同意しかねると、態度表明をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 議案第71号市長の退職の期日に関する同意について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回の市長退職というのは、議会が民意を踏みにじった、無視をしたということで、辞任ということでございます。私は、9月30日に不当要求排除対策委員会への専門委員の就任ということで、そして、また、学校給食配送業務、これまでどおりで民間ということの否決をされたわけですが、そのときに賛成の立場で討論をしておりますので、これは省略させていただきます。

私は、議員にさせていただいたのは、議員定数の大幅削減、定数半減ということで、この議会に送り出させていただきました。その折に、議場でもって最初に申し上げたことは、私以外の議員の方々は、定数削減という、そういった防府市民のそのときの意思を受けてこの議会に入っておられないんだということである。そのことでもって、定数削減のことをいろいろとおっしゃってきたわけですが、土井議員以外の方々は、あるいは共産党あるいは公明党の方々は、それぞれ支援の方々から相談を受けて、相談をなさったりということをしてきておられるわけでございますので、私は一理あるかとは思いますが、

その方々以外からは、その支援者の方々から、そういった支援を受けたということは、私は一切耳に入ってきておりません。

ですから、今回、市長が、この民意を問う市長選挙を考えての辞職ということでございますので、ぜひともこの期日、きょうその同意をしていただきたいと、かように思っているわけでございます。そこで、この賛成の意味でもって討論させていただきました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 3番、重川議員。

○3番（重川 恭年君） 今、提案されております議案第71号、これに反対の立場で討論いたします。

議会での案件の一部が否決されたことが辞職の原因ということのようでございますが、これは議会に課せられた議決権、当然のことであろうというふうに思います。

また、先ほどから、るる話が出ております議会への再議権、こういうものも行使できる。また、不満であれば、妥協の道をあらゆる角度から探っていくということもすべきであろうというふうなことを思っております。そういうことで、辞職する必要はないと考えておりますので、この議案第71号には反対いたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 11月20日に市長選挙日程が執行される運びとなっております。先ほどそれに伴う同予算と、またこの市長の退職の期日を10月17日限り、本日ということで、退職することに同意するという件につきまして、10月20日には自動的に失職される運びであるわけでありまして、こういった事々について、残念でならないわけでありまして、ますます混乱を招く状態は避けたいなと思っております。この同意については認めます。

○議長（行重 延昭君） 10番、斉藤議員。

○10番（斉藤 旭君） 議案第71号に賛成の立場で討論いたします。

市長は、このたび民意が成就できなかったということで、責任をとって辞職されました。そして、今度、市民の方には、選挙は民意を反映させるための唯一の手段でございます。（発言する者あり）唯一じゃなくて、そういう手段でございます。予算を否決し、それをするのは、市民の正当な参政権の権利を奪うことにならないかということで心配でございます。そういう立場で、この71号に賛成します。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第71号市長松浦正人君の退職の期日に関しては、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第71号市長松浦正人君の退職の期日に関しては、これに同意することは否決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長より、閉会に当たってのごあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。どうぞ、市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） ただいま、私の一身上のことに关しまして御審議をいただいたようでございます。正直申し上げますが、控室で一部始終御発言を拝聴いたしておりました。皆様方の思い、さまざまなお立場の中での思いによりまして、予算案を否決、そして退職期日についても否決ということでございますのは、議会の皆様方の総意として、松浦やめちゃならんと、こういうことをおっしゃっておられるのであらうと、このように思うところでございます。

しからば、地方自治法の定めるところによりまして、公職選挙法のまた定めるところによりまして、既に選挙期日も決まっているところではございますが、私の任期は、19日の深夜に辞任ということが自動的に認められていく運びとなるのではないかと、そのように思っております。したがって、一両日、まさに残されているわけございまして、私が申し上げております3点の辞任の理由について、議会の皆様方が、それなりの御対応をしていただけるということが、可能性があるのであれば、その努力も私なりにさせていただかねば相済まない、このように思っております。

努力がかなわんだ場合には、こうしてお目にかかれますのも、しばらくはございません。もしかしたら永遠にございません。そこで、申し上げますが、平成10年6月就任以来13年4カ月、160カ月、おおよそ5,000日でございますが、私のような者が、とうとい、重い仕事をさせ続けていただきましたこと、ひとえに多くの市民の皆様方に心から感謝の思いでいっぱいでございます。

防府市は75周年という大きな節目を迎えました。この75年の間で13年4カ月、重職を担った者は過去に一人もおりません。このことは、私をして、多くの市民が、しっかり働けよという御負託をお与えになっているもの以外の何物でもない。これは、民意でございましょう。民意をお伺いすることは、決して、決してパフォーマンスではないと私は確信をいたしておりますが、一両日、残された期間、市民の代表である皆様方のお一人おひとりの御存念をしかと拝聴もさせていただく機会をちょうだいいたしたく思っている次第でございます。

両面のごあいさつと相なりましたが、意のあるところを十分おくみとりを賜りますようお願い申し上げます、本日、臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成23年第5回防府市議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年10月17日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 大 田 雄二郎

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏